

葛飾区心身障害者移動支援事業の概要

1 移動支援事業とは

心身の障害のため外出することが困難な障害者に対し、外出のための支援を行うことで、その自立と社会活動への参加を促進することを目的としています。

- ◎ 地域生活支援事業の一つであり、基準や内容は葛飾区心身障害者移動支援事業実施要綱及び同要領により定められているため、他区と異なる場合があります。

2 対象者

(1) 対象者の詳細

障害の種別により要件が異なります。すべての障害種別において就学児以上、小学校に入学する4月1日から対象となります。

◎ 全身性障害者（児）

身体障害者手帳 1 級を所持し、両下肢、体幹機能障害、または移動機能障害 2 級以上で、かつ両上肢 2 級以上の方

◎ 全身性障害者（児）に準ずるもの

身体障害者手帳第 1 種で、両下肢、体幹及び移動機能障害のいずれかで 2 級以上の手帳を取得している方

- 「第 1 種」とは、身体障害者旅客運賃割引規則の第 1 種身体障害者を指します。



◎ 知的障害者（児）

愛の手帳1～4度の方

○ 18歳未満で支援が必要な方で愛の手帳を未取得の方も、以下に当てはまる場合はサービスをご利用いただけます。

- ・特別支援学校に在籍の方
- ・特別支援学級に在籍の方
- ・児童通所受給者証を所持している方

*上記3点に当てはまらない場合は、主治医による診断書や専門機関による療育意見書等の内容で判断します。新規申請時、更新時に必要になります。

○ 「身体介護あり」「身体介護なし」のいずれかの決定をします。

- ・ 身体介護あり…車椅子を押す、身体を支える、危険回避のために身体に触れる制止や誘導などが必要な場合。

☆支給決定の要件は以下の通りになります。

- ・小学生
- ・中学生、高校生で、『児童調査票』の移動の部分にチェック有。
- ・18歳以上の方は、『障害支援区分認定調査』の移動の項目が一部支援もしくは全面支援にチェック有。

- ・ 身体介護なし…声掛け、見守り程度の支援が必要な場合。

☆身体介護ありに該当しない場合は、身体介護なしとなります。

(2) 他制度との関係

◎ 移動支援事業と併用できない場合

「障害者総合支援法介護給付制度」

…「重度訪問介護」、「行動援護」、「施設入所支援」サービス利用

「重度脳性麻痺介護人派遣制度」

◎ 優先するもの

「介護保険制度」

…介護サービスの通院・外出介助が優先となります。

「障害者総合支援法介護給付制度」

…「居宅介護」の通院等介助、「同行援護」が優先となります。



3 利用できる時間数

1か月あたりの利用可能上限時間数は、移動支援事業利用者証に記載した時間数となります。1回のサービスで利用した時間は基本的に、サービスを提供する者（以下ヘルパーという）が利用者の自宅に到着した時から、外出して自宅に戻り利用者とは別れた時間とします。

* 1か月あたりの利用可能上限時間数

障害種別	年齢	利用可能上限時間数
全身性障害者	12歳以上	35時間
	12歳未満	12時間
全身性障害者に準ずるもの	12歳以上	12時間
	12歳未満	12時間
知的障害者	12歳以上	23時間
	12歳未満	12時間

1日の利用上限時間を15時間とします。15時間以上利用する場合は、自己負担となります。申請時に65歳以上の場合は、利用上限時間数を10時間とします。

4 サービスの実施方法及び範囲

(1) 個別支援型

利用者とヘルパーの一対一の支援になります。一人のヘルパーが複数の利用者を支援するグループ支援は行っておりません。

※二人体制での支援について

特別な事情により一人のヘルパーによる介護が困難な場合（例：本人の体型など身体的理由。座り込み、多動、自傷行為などの障害特性）は、二人体制での支援が認められます。利用者、保護者、ヘルパー事業者と合意の下、必要な人数でご利用ください。利用上限時間数は変更しませんので、上限時間をヘルパー2名ですべての時間を利用する場合は、実質利用できる上限時間は半分の時間となります。

(2) 移動手段

徒歩、車椅子、公共交通機関等を利用しての移動の支援となります。ヘルパーが運転する車や自転車で移動した場合、運転中は支援できる状態にないため利用時間を算定できません。

(3) サービスの範囲

サービスの範囲は原則利用者がヘルパーと一緒に自宅を出発して自宅に戻るまでです。以下の内容が移動支援サービスに含まれます。

- ① 外出前後の支援（健康状態のチェック、整容、排泄介助、手荷物受取など）
- ② 移動に伴う支援（誘導、車椅子介助、安全確保、公共交通機関の利用補助など）
- ③ 外出先でのコミュニケーションの支援（代筆・代読など）
- ④ 外出先での必要な支援（排泄介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、服薬準備と確認、買物支援など）

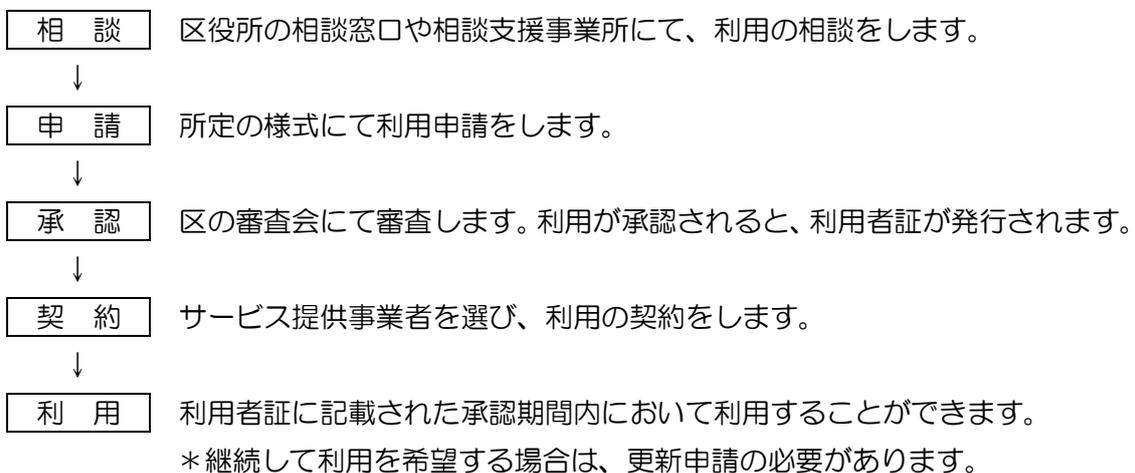
(4) サービスに含まれないもの

以下の内容は利用時間から除きます。

- ① ヘルパーが利用者宅に向かう時間、記録する時間、利用者と別れてから帰る時間
- ② 目的地において別の場所でヘルパーが待機している時間
- ③ ヘルパーと一緒に活動に参加する時間

5 サービス利用までの流れ

移動支援事業を利用するには、葛飾区に利用の申請をして承認を受ける必要があります。



(1) 事業者との契約について

利用承認を受けた後、サービス提供事業者（区と契約した事業者）を選び契約をすることで、サービスを利用することができます。新規決定時、区から利用者証が郵送される際に、「移動支援契約事業所一覧」が同封されます。

(2) サービス等利用計画・障害児支援計画への記載について

移動支援は相談支援に関する給付対象ではありませんが、本人の社会参加の支援という観点から、積極的な記載をお願いします。

6 事業の対象となる利用目的

自立と社会参加の促進のため、移動支援事業は以下のことを利用の対象としています。

- ① 社会参加を促進する余暇活動及び学習活動等に関する場合
公園、児童館、図書館、買い物、散歩、美容院、動物園、カラオケ、映画…など。
※美容院、カラオケ、映画は移乗や排泄、水分補給など支援を行った場合に限る。
- ② 通学や通所する場合
※通学・通所の途中で公園や買い物等の寄り道はできません。
- ③ 健康維持増進に関する場合
区が行う健康診断、スポーツクラブ、医療保険適用外の接骨院等…など。
- ④ 財産の保全、就職活動等に関する場合
銀行、法律相談、就職活動…など。
- ⑤ 公的機関や相談支援事業所へ手続き及び相談に行く場合
区役所、相談支援事業所、選挙(投票)…など。
- ⑥ 冠婚葬祭等の社会生活に関する行事に参加する場合
知人の結婚式、葬式、地域のお祭り…など。

7 事業の対象外

目的によっては事業の対象外となります。サービスを受けた場合、全額自己負担となります。

- ① ギャンブルほか、公序良俗に反すること
- ② 布教、勧誘など宗教活動を目的とする場合
- ③ 政治活動を目的とする場合
- ④ 通勤、営業、物品販売など経済活動を目的とする場合
- ⑤ 事業所が企画する行事への参加、事業所を目的地とする「預かり行為」
- ⑥ 買い物や手続きを本人が出向くことなく代行すること



8 サービスに要する利用者の費用負担

サービス自体は、1か月あたりの利用可能上限時間数（1日の上限時間数は15時間）までは無料です。利用可能上限時間数を超える場合は全額自己負担となります。

- ◎ その他サービス利用の際の費用負担
 - 利用者の住まいまたは待ち合わせ場所が、事業者が届け出ている区域内の場合は、待ち合わせ場所へのヘルパーの交通費は事業者負担とします。サービス利用中に利用者がヘルパーと移動する際の交通費は利用者負担とします。
 - 待ち合わせ場所が、事業者が届け出ている区域外の場合は、待ち合わせ場所までのヘルパーの交通費は利用者と事業者との協議となります。
 - 有料施設等を利用した際の入場料等は利用者負担とします。

9 問い合わせ先

- ◎ サービスについての相談・利用の申請について
区役所相談窓口またはご利用の相談支援事業所にお問い合わせください。
 - 障害福祉課審査係 03-5654-8594

- ◎ 請求に関すること
 - 障害福祉課事業者係 03-5654-8262

- ※ 相談支援事業所と契約している方
⇒ ご利用の相談支援事業所へ

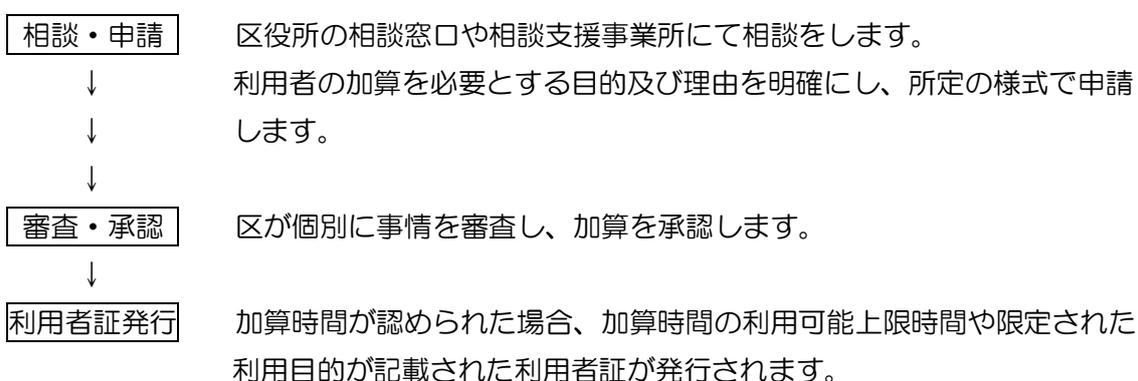
- ※ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
⇒ 保健予防課 03-3602-1274

10 「特に区長が必要と認める場合」について

葛飾区では、送迎を行う介護者が就労、高齢、疾病、障害（手帳所持者）の理由で、自宅から通所通学のバス停までの送迎、学校から学童までの送りについて利用目的を限定した加算時間が認められます。

(1) 加算の申請から承認まで

上限時間の加算については、個別の事情により特別に認められるものであることから、加算を必要とする目的（ルート）及び理由を審査することになります。承認されれば、ルートを限定して利用することができます。



(2) 加算が認められる内容と必要書類

① 介護者不在の場合の自宅から通学・通所送迎用のバス停までの送迎

（※介護者不在として認められる理由）

- ・ 介護者が高齢者あるいは知的・身体・精神の手帳を取得している方で、本人の支援に携わることが困難な場合。
→必要書類はありません。
- ・ 介護者が疾病のため、本人の支援に携わることが困難な場合。
→診断書の提出が必要です。
- ・ 介護者が就労し、通所・通学の時間帯に対応できる家族がいない場合。
→就労証明書の提出が必要です。勤務曜日や勤務時間、通勤時間から必要時間数を算定します。

② 学童保育クラブへの送り

…学童から自宅までの送りは利用できません。

→区内の学童保育クラブを利用している場合は、必要書類はありません。

区外の学童保育クラブを利用している場合は、就労証明書の提出が必要です。

③ 東京視覚障害者生活支援センター自立訓練（機能訓練）、日本点字図書館自立支援室自立訓練（生活訓練）への通所

④ 通信制の学校のスクーリング

(3) 加算の時間数について

- 個別の事情により必要となる支援時間が承認されます。
- 利用者証に記載された加算時間数内において、記載された目的にのみ利用できます。

(※加算時間数の計算方法)

- 1回の支援は30分で計算します。送迎の距離が遠い場合や、本人のこだわり（座り込み、ルートへのこだわり等）が理由で支援に時間がかかる場合で、30分を超える際には1時間で計算することもあります。
- 1か月あたりで実際に利用する回数をもとに計算します。
- 二人体制の場合には二人分で計算します。

(例) 愛の手帳所持（身体障害者手帳なし）の利用者が月～金の週5日生活介護に通所しているが、両親が就労しているため月から金までバス停までの送りに同行できず、片道10分の送りのみ支援が必要な場合。

→基本時間 23時間/月

→加算時間 0.5 （時間） \times 1（回） \times 23（日） $=$ 11.5時間/月

ただし自宅からバス停までの送りに限る（利用目的）

⇒加算時間で利用できる上限時間は11.5時間/月。